

2013.10

リクルートワークス研究所 主任研究員

石原 直子

# シンガポールの労働政策

## 1. シンガポールの概況

シンガポールは1965年建国の都市国家で、人口は約520万人、うちシンガポール人と永住権を持つ外国人(=レジデント)は約380万人である(シンガポール人326万人、永住権を持つ外国人54万人)。残る140万人は永住権を持たない外国人労働者やレジデントの家族である。人種構成としてはシンガポール国籍人のうち75%が中国系、13%がマレー系、9%がインド系である。隣国のマレーシア・インドネシアがマレー系、イスラム国家であることから「マレーの大海に浮かぶ華人国家」と言われる。

建国の父であるリー・クアン・ユー前首相率いる人民行動党が建国以来、圧倒的な第一党であり、「開発独裁国家」「明るい北朝鮮」などと言われることがある。

産業別実質 GDP 構成比をみると、製造業(22%)、卸売・小売(16%)、金融サービス(12%)、ビジネスサービス(14%)、運輸・倉庫(9%)、建設(5%)、情報・通信(4%)、その他(19%)となっており、製造業が最大産業であることがわかる。製造業の内訳では石油化学が5割、エレクトロニクス3割、製薬2割となっている。政府は外資系企業の積極的な誘致を進めており、たとえば石油化学企業は南西部にあるジュロン地区に集積している。

### (1) 外国人労働者

シンガポールの雇用・労働に関する管理当局は人材省(Ministry of Manpower=MoM)である。人材省は、外国の人材に対して門戸を開放すべきだが、労働力に占める外国人の割合は全体の3分

の1を超えないようにすべきという基本政策に基づき、2010年以降、外国人雇用ルールの厳格化を進めている。

資源を持たない小国であるシンガポールは、自国経済の発展のために、外国人労働者・移民を歓迎する、という基本姿勢が建国以来貫かれており、2010年あたりまでは世界でも類を見ない「オープンドア」ポリシーの国家であった。

多くの国が地続きになっている東南アジア諸国では特に顕著であるが、賃金水準の高い国には低い国から労働力が流入する。シンガポールも例外ではなく、港湾労働、建設現場労働、給仕、店員、運転等の非熟練・低賃金労働には周辺諸国から大量の外国人労働者が流入してきた。一方で、政府は国内経済発展のために、外資系企業の誘致、高度産業の集積に積極的であり、こうした企業の専門職・管理職・経営職などの高技能職務に就くホワイトカラー外国人労働者もシンガポールには大量に流入してきた。

しかし、2000年代以降、物価の上昇、家賃の高騰、失業率の上昇、教育格差等の社会的な課題が顕在化し始めると、国民は政府の外国人労働者優遇施策に反論を唱えるようになってきた。こうした世論を受けて、政府はまず非熟練・低賃金労働における外国人の流入に規制をかけるようになってきた。具体的には、Work Permit(WP=労働許可証、低技能労働者向け就労ビザ)、Sパス(中技能労働者向け就労ビザ)、Employment Pass(EP=雇用許可書、専門職・管理職・投資家向けの就労ビザ)の発給要件が年々厳格化されており、また、WPとSパスの労働者に対して課される雇用税の税率も年々引

き上げられている。2012年には WP労働者についての雇用割当(雇用者数の上限) 制が導入された。

こうした規制は2010年以降段階的に低技能・中技能クラスの労働者の流入規制から始まったが、2013年9月には初めて、EP労働者の中でも賃金レベルが最も高い P1労働者をも対象とする規制(2014年8月以降、従業員規模25人以上の企業は、月額3,000シンガポールドル以上1万2,000シンガポール未満のポストに就く者の EPを申請するに先だって、政府が設置する人材バンクでシンガポール人に向けた求人を実施する必要がある) が発表された(MoM, 2013)。

## (2) 高齢者

人材省は、2012年1月に高齢者再雇用制度を法制化し、従来の退職年齢法(Retirement Age Act) を定年・再雇用法(Retirement and Re-employment Act) に改正し、退職年齢法で定められた法定退職年齢である62歳を超えた後も65歳、将来は67歳まで働ける環境の整備を進めている。政労使三者の協議会が2010年1月にまとめた高齢者再雇用の最終基本指針(ガイドライン) では、従業員が定年後も再雇用を望む場合に特別な手続きを取らなくても再雇用されること、雇用者には再雇用する社員に定年前と同じ条件を提示すること、法定定年の62歳を超えた従業員を再雇用できない企業に支払いを求める一時金「雇用支援手当(EAP)」について、最低金額を4,500シンガポールドル、上限を1万シンガポールドルとすることが明示されている。(JETRO, 2013)

また、シンガポール財務省(MoF)の発表によると、55歳~64歳の就労率は64%に達している(MoF, 2012)

### \*参考文献\*

- ・日本総合研究所. 2012, 『「アジア主要都市コンシューマインサイト比較調査」結果概要』 [http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/pdf/company/release/2012/120528/jri\\_120528.pdf](http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/pdf/company/release/2012/120528/jri_120528.pdf)
- ・MoM.2013, "Firms to Consider Singaporeans Fairly for Jobs," <http://www.mom.gov.sg/newsroom/Pages/PressReleasesDetail.aspx?listid=523>
- ・JETRO. 2013, 「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」 [http://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest\\_05/](http://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_05/)
- ・MoF.2012, "Singapore Public Sector Outcomes Review (SPOR)," <http://app.mof.gov.sg/spor.aspx>

## (3) 女性

シンガポールでは、数少ない労働資源である女性の就労を積極的に支援しており、その結果として女性の就業率は高い。25歳~64歳の女性の就業率は70%を超えており(MoF, 2012)、また、共働き世帯も多く、共働き世帯比率は75%に達している(日本総研, 2012)。

政府は家事や育児の負担を軽減し、シンガポール人の女性がキャリア継続できるような環境整備を推進しており、外国人女性の家事労働者の流入を積極的にサポートしている。外国人家事労働者は17万人と言われており、2年の滞在が許可される。

## 2. 最近の労働政策の特徴

近年のシンガポール労働政策の最大の特徴は、外国人労働者流入に対する規制の強化である。政府は2010年以降、自国の労働者を守るために、外国人の就労を厳しく規制する方針を明確にしており、だいたい半年ごとに規制のレベルが強まっている。詳細はオピニオンペーパー「これからのシンガポールの外国人労働者政策」(石原 .2013) を参照されたい。

これまで、外国人労働者の存在なしには自国の経済発展はありえないとしてきた政府は、2010年2月に「REPORT OF ECONOMIC STRATEGIES COMMITTEE High Skilled People, Innovative Economy, Distinctive Global City」と題する報告書を発行し、外国人労働者依存をやめ、生産性の向上により経済成長を維持する方向に転換することを発表した。